

公益社団法人静岡市シルバー人材センター利用契約書

株式会社●●●●（以下「発注者」という。）と公益社団法人静岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して別紙「仕様書」の業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおり公益社団法人静岡市シルバー人材センター利用契約を締結する。

第1条（会員への業務の委託）

発注者は、公益社団法人静岡市シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

第2条（業務の対価）

本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の額は、別紙「仕様書」のとおりとする。

第3条（有効期間）

本契約の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに発注者又はセンターのいずれかから更新を拒絶する旨の意思表示が書面でなされない限り、本契約の有効期間は、1年間自動で更新されるものとし、その後も同様とする。

第4条（契約の解除）

発注者及びセンターは、有効期間内であっても、相手方が本契約及び利用規約に違反したときは、本契約を解除することができる。

- 2 発注者は、有効期間内であっても、会員が本件会員業務を実施することが困難であると認めたときは、本契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合において、発注者に損害が生じたときは、センターがその責めを負うものとする。ただし、利用規約第10条の規定に違反したことにより本契約が解除された場合においては、センターはその責めを負わない。
- 4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、センターに損害が生じても、発注者はその責めを負わない。ただし、利用規約第10条の規定に違反したことにより本契約が解除された場合においては、発注者はその責めを負うものとする。

第5条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、静岡簡易裁判所又は静岡地方裁判所をも

って第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

令和●●年●●月●●日

静岡市●●区●●町●-●

株式会社●●●●

代表取締役 ●● ●●

静岡市清水区浜田町4番4号

公益社団法人静岡市シルバー人材センター

理事長 ●● ●●

仕 様 書

本仕様書は、株式会社●●●●（以下「発注者」という。）と公益社団法人静岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）との間で締結した令和●●年●●月●●日付け「公益社団法人静岡市シルバー人材センター利用契約書」に定めるセンターの会員（以下「会員」という。）の業務実施に係る仕様を示すものである。

第1条（履行場所、業務、業務時間、報酬の額等）

(1) 履行場所、業務、業務時間、報酬の額等は次のとおりとする。

No.	履行場所	業務	業務時間（原則）		報酬の額等			
					(A)会員業務委託料(税込)		(B)センター業務委託料(税込)	
					内消費税等	※(A)の8%	内消費税等	
①	●●倉庫 (清水区●●町●●)	トイレ清掃	週2回 (月・木曜日)	11:35～12:35 (1時間)	1回当たり 1,100円	100円	1回当たり 88円	8円
②	△△倉庫 (清水区△△町△△)	事務所内外の清掃	週2回 (火・金曜日)	10:00～12:00 (2時間)	1回当たり 2,200円	200円	1回当たり 176円	16円
③	□□倉庫 (清水区□□町□□)	商品へのシール貼り等	週5回 (月～金曜日)	9:00～16:00 (6時間)	1時間当たり 6,600円	600円	1時間当たり 528円	48円
④	××倉庫 (清水区××町××)	自動車部品の梱包	週5回 (月～金曜日)	9:00～16:00 (6時間)	1時間当たり 6,600円	600円	1時間当たり 528円	48円
⑤	××倉庫 (清水区××町××)	洗浄機械の清掃	週5回 (月～金曜日)	9:00～16:00 (6時間)	1回当たり 6,600円	600円	1回当たり 528円	48円
⑥	◆◆事務所 (清水区◆◆町◆◆)	伝票整理	週2回 (月～金曜日)	9:00～15:00 (5時間)	1時間当たり 5,500円	500円	1時間当たり 440円	40円
⑦	○○倉庫 (清水区○○町○○)	コンテナ清掃等	週5回 (月～金曜日)	9:00～16:00 (6時間)	1時間当たり 6,600円	600円	1時間当たり 528円	48円
(C) 会員業務委託料（その他費用）			⑥は交通費●●●●円/回、⑦は距離に応じて燃料費を別途支払う。					
(D) センター業務委託料（諸経費）			●,●●●●円(内消費税●●●●円)					

- (2) 発注者とセンターの協議により業務時間が変動した場合の報酬額は、変動後の業務時間を上表の原則時間で除したものに1回当たりの報酬の額を乗じたものとする。
- (3) 業務には、業務上必要で危険の伴わないものを含む。
- (4) 請求額は、上表中の(A)会員業務委託料、(B)センター業務委託料及び(C)会員業務委託料（その他費用）に、各月の実働回数を乗じた額の合計額とする。(D)センター業務委託料（諸経費）については、契約期間最終月に合算する。

第2条（発注者の負担）

- (1) 本業務を遂行するにあたり、施設管理又は安全衛生管理等の理由により会員が作業服を着用する場合、発注者は指定する作業服を、無償で貸与するものとする。
- (2) 発注者は、本業務に従事する会員のために可能な限り、ロッカー、食堂、休憩所及び光熱水量等を無償で提供するものとする。